

## 請求書等の押印省略に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	押印が省略できる書類は何ですか。	請求書、見積書、納品書（以下「請求書等」という）です。
2	すべての請求書について押印省略となりますか。代表者職・氏名の記載も不要ですか。	法令等で押印が求められているものは対象外です。代表者の職氏名の記載は従来どおり必要です。
3	従来どおり、請求書等に押印して提出することはできますか。	可能です。
4	押印省略をする場合の方法を教えてください。	市の請求書様式を使用する場合は、請求書の「発行責任者及び担当者」の欄に、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。ただし、法人等の専用の様式で請求書を提出される場合は、「発行責任者及び担当者」の記載がなくても構いません。
5	発行責任者及び担当者とは誰を指しますか。	発行責任者とは役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方です。担当者とは請求書発行の事務を担当する方です。
6	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	「担当者」欄に「同上」と記載してください。
7	請求者が個人の場合でも発行責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	請求者が個人（個人事業主）の場合は不要です。ただし、連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
8	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話の番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話の番号を記載してください。
9	請求、受領に係る委任状の押印は省略できますか。	債権者名義でない口座へ振り込む場合は、原則として押印を省略できません。ただし、個人の方が自署した場合に限り、押印を省略することができます。 委任状は電子メール、FAXによる提出はできません。 なお、委任者と受任者の名称に同一法人・同一団体が入っている場合は受領委任状を省略できるものとします。
10	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印省略した請求書等については、訂正印による修正はできません。お手数ですが再度作成をお願いします。
11	電子メールやFAXで請求書を提出してもよいですか。	請求書等は、電子メール、FAXによる提出も可能です。ただし、FAXによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限りです。取引等を担当する担当部署（課・係等）に送信してください。 メールアドレスやFAX番号が不明な場合は、担当者にお尋ねください。送信後は、必ず担当部署の担当者に受信確認を行ってください。
12	請求書等を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。